【規程番号　行法Ⅲ－016】

行吉学園表彰規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則、学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則及び学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則（以下「就業規則」という。）に基づき教職員の表彰について定める。

（表彰の対象者）

第２条　表彰の対象者は、就業規則第２条に規定する教職員、契約職員及び非常勤講師並びに学校法人行吉学園寄附行為に規定する役員及び評議員とする（これらの者で構成するグループを含む。以下同じ）

（表彰の対象業績）

第３条　表彰の対象となる業績は、以下のとおりとする。

(1) 教育（保育を含む）に関する事項
(2) 研究に関する事項
(3) 経営の改革改善に関する事項
(4) 運営、事務の改革改善に関する事項
(5) 学生へのサービス、サポートで他の模範となる顕著な実績を挙げた事項
(6) 社会的な貢献を行い行吉学園の名声を高めた事項
(7) 永年勤続に対する事項
(8) その他学園として表彰すべき事項と常任理事会が推薦した事項

２　表彰の対象期間は、永年勤続を除き、前年４月１日より当年３月 31 日までとする。

（表彰の種類）

第４条　表彰の種類は、永年勤続を除き、次の４種類とする。

(1) 行吉賞
(2) 行吉学園理事長賞
(3) 神戸女子大学学長賞
(4) 神戸女子短期大学学長賞

２　永年勤続に関する表彰は別途定める。

（表彰の内容等）

第５条　神戸女子大学学長賞は、大学教員（助手を含む）及び認定こども園保育教諭で教育（保育を含む）・研究に顕著な業績を挙げた者を大学、認定こども園それぞれ年度毎に１件表彰する。

２　神戸女子短期大学学長賞は、短大教員（助手を含む）で教育・研究に顕著な業績を挙げた者を年度毎に１件表彰する。

３　行吉学園理事長賞の内容は、次のとおりとする。

(1) 本学園の教職員の中から経営・運営事務の改革改善に顕著な業績を挙げた者を年度毎に１件表彰する。

(2) 第３条第５号、第６号及び第８号に該当する項目については、表彰すべき顕著な業績挙げた者を年度毎に１件表彰する。

４　行吉賞は、前各項の表彰対象となった業績の中で、最も顕著な業績を挙げた者を年度毎に１件表彰する。

（行吉賞と他の賞の関係等）

第６条　行吉賞は、行吉学園理事長賞、神戸女子大学長賞及び神戸女子短期大学長賞と重複して受賞できない。

２　行吉賞は、行吉学園理事長賞、神戸女子大学学長賞及び神戸女子短期大学学長賞を受賞した者は、２年間受賞できない。ただし、第３条第６号及び第８号に該当する表彰の場合はこの限りではない。

（表彰の賞金等）

第７条　行吉賞は、賞状を授与し、副賞として賞金 30 万円を授与する。

２　行吉学園理事長賞、神戸女子大学学長賞及び神戸女子短期大学学長賞は、賞状を授与し、副賞として賞金 10 万円を授与する。

３　グループに授与するときは、賞状は全員に授与し、賞金は全員に均等に分配する。

（表彰の決定等）

第８条　学部長、短期大学部長及び管理職は表彰候補者を推薦することができる。

２　理事長は、行吉学園賞罰委員会規程第１条に規定する賞罰委員会に、表彰候補者のうちから表彰者を選考するよう諮問する。

３　賞罰委員会は、審議のうえ表彰者を選考し、理事長に答申する。

４　理事長は、答申のあった者を常任理事会の議を経て、表彰者として決定する。

（賞罰委員会の審議）

第９条　賞罰委員会は、必要に応じて行吉学園賞罰委員会規程第８条に規定する調査会の設置に代えて審査専門委員を委嘱し、表彰候補者の業績審査の意見を求めることができる。

２　賞罰委員会は、審査の結果、表彰者なしとの判断をした場合は、その旨を理事長に審査過程とともに報告する。

（表彰式）

第 10 条　表彰式は、事前に表彰者を発表したうえ、適切な時期に行う。

（規程の改廃）

第 11 条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行うものとする。

附　則

この規程は、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 11 月 13 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和８年７月１日から施行する。